

○久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和31年9月1日
久留米市条例第33号

(趣旨)

第1条 久留米市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関しては、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬は、次の区分により支給する。

- (1) 議長 月額 683,000円
- (2) 副議長 月額 616,000円
- (3) 議員 月額 582,000円

(議員報酬の支給の始期及び終期)

第3条 前条の議員報酬は、当該職に就任した日から支給し、離職した場合はその日まで支給する。

(議員報酬の日割計算)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(逮捕等の期間における議員報酬の支給の停止)

第5条 議員が刑事事件（有罪の判決が確定したときは議員としての職を失う可能性があるものに限る。以下同じ。）の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、翌月末日までにこれを返納しなければならない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止された議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。そのとき議員の職を退いている者についても、同様とする。

- (1) 公訴を提起されなかつたとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

(公訴中の期間における議員報酬の支給の停止)

第6条 議員が刑事事件の被告人として起訴された場合において、当該起訴された日からその判決が確定する日までの期間（逮捕等の期間を除く。以下「公訴中の期間」という。）に招集された定例会又は臨時会の会議（以下、単に「会議」という。）及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で当該議員が所属するものをいう。以下同じ。）に欠席（公務上の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第1項の感染症及び裁判所への出廷を理由とする欠席を除く。以下同じ。）したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める議員報酬の支給を停止する。この場合において、既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、翌月末日までにこれを返納しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの会議等を欠席した場合 欠席した日の属する月の議員報酬

ア 定例会又は臨時会の会期の初日に開催される会議

イ 定例会又は臨時会の会期の末日に開催される会議

ウ 委員会

(2) 1月（その月に公訴中の期間以外の期間を含むときは公訴中の期間に限り、前号の規定により議員報酬の支給を停止された月を除く。）につき、会議及び委員会の総日数に対して、その2分の1を超える日数の会議又は委員会を欠席した場合 当該月の議員報酬

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する月が起訴された日又は判決が確定する日の属する月であって、当該起訴された日が月の初日でないとき、又は判決が確定する日が月の末日でないときは、それらの月に係る議員報酬の支給の停止は、公訴中の期間に限る。

3 第1項及び前項の規定により議員報酬の支給を停止された議員が、当該停止に係る刑事事件について、無罪の判決を言い渡され、その判決が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。そのとき議員の職を退いている者についても、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第7条 第5条第1項及び前条第1項の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件に関し起訴された議員が、有罪の判決を言い渡され、その判決が確定したときは、当該停止されていたそれぞれの議員報酬は、これを支給しない。

(刑の執行により拘留される場合の議員報酬)

第8条 議員が刑事事件に関する刑の執行として刑事施設に収容されたときは、当該刑事施設に収容された期間は、議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第9条 議員が公務のため旅行したときは、市長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

- 2 議員が会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に出務したときは、1日5,300円を費用弁償として支給する。

(期末手当)

第10条 議員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。

- 2 期末手当の額は、議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、久留米市市長及び副市長給与条例(昭和31年久留米市条例第32号)の規定により期末手当を受ける者の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の支給の停止等)

第11条 基準日以前6か月以内の期間において、第5条第1項又は第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された期間がある場合は、基準日以前6か月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬の支給を停止された期間に係る期末手当(前条の規定により支給される期末手当の額のうち、第5条第1項又は第6条第1項の規定により支給を停止された期間の日数に応じて、基準日以前6か月以内の期間における当該者の在職期間の現日数を基礎として、日割によって計算した額をいう。)の支給を停止する。

- 2 第5条第2項、第6条第3項及び第7条の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 基準日以前6か月以内の期間において、第8条の規定により議員報酬が支給されない期間がある場合は、基準日以前6か月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬が支給されない期間に係る期末手当(前条の規定により支給される期末手当の額のうち、第8条の規定により議員報酬が支給されない期間の日数に応じて、基準日以前6か月以内の期間における当該者の在職期間の現日数

を基礎として、日割によって計算した額をいう。)は、支給しない。

(支給方法)

第12条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、市職員の例による。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。